

会議結果のお知らせ

令和5年度第2回宮古市地域公共交通会議を、次のとおり開催しました。

令和5年9月29日

宮古市地域公共交通会議

- 1 開催日時
令和5年9月25日（月）午後1時30分から午後2時45分
- 2 開催場所
宮古市役所5階 5-3会議室
- 3 議題
 - (1) 協議事項
 - ア 自家用有償旅客運送（地域バス）の更新登録について
 - イ 公共交通関連計画の策定について
- 4 会議の概要
自家用有償旅客運送の更新登録に係る地域バスの現状や必要性について説明し、合意された。
今年度新たに策定する「宮古市地域公共交通計画」案及び「宮古市地域公共交通利便増進実施計画」策定方針について概要を説明し、合意された。
詳細は、別添議事録のとおり。
- 5 問い合わせ先
宮古市地域公共交通会議事務局 宮古市企画部公共交通推進課
電話0193-62-2111 内線4512

令和5年度第2回宮古市地域公共交通会議議事録

- 1 開催日時
令和5年9月25日（月）午後1時30分から午後2時45分
- 2 開催場所
宮古市役所5階 5-3会議室
- 3 出席委員
多田康（会長）、佐々木隆文、田頭勇人、三浦芳範、松野文一、鈴木一成、久保田容子、久保田香奈枝、中坪政男、長鈴秀夫、高橋智、竹林孝也、村林真悟、女鹿政幸、赤石広秋、西村貴之、去石一良、大村学、伊東友和、西山和寿
- 4 事務局等出席者
（宮古市）公共交通推進課 公共交通推進課長・吉濱賢寿
公共交通推進係長・根市昇、主事・濱田隼輝
- 5 傍聴者
なし
- 6 議事等
 - (1) 協議事項ア 自家用有償旅客運送（地域バス）の更新登録について
事務局より資料1に基づき説明。自家用有償旅客運送の更新登録申請について了承された。
【意見・質問等】
 - ・自家用有償旅客運送の登録有効期限が近い中での会議開催となっている。次回から余裕を持って会議開催を行ってほしい。（委員）
 - ご指摘のとおり。以後注意して事務にあたる。（事務局）
 - (2) 協議事項イ 公共交通関連計画の策定について
事務局より資料2に基づき説明。宮古市地域公共交通計画案及び宮古市利便増進実施計画策定方針について合意された。
【意見・質問】
 - ・公共交通計画にも利便増進計画の事業を実施する旨記載する必要がある。公共交通計画作成時にも注意いただきたい。（委員）
 - ・国道106号を走る特急便については国庫補助を受けていないか。（委員）
 - 下道を走る106急行便のみが国庫補助の対象となっている。（事務局）
 - ・公共交通計画中の目標値にも特急便の利用者数等は反映しないのか。（委員）
 - 目標のうち、収支率に特急は含まないが急行は含んでいる。市民一人当たりの年間利用回数には特急と急行ともに含まない。（事務局）
 - ・本計画ではコロナ後の観光客等人流増加については記載しないのか。（会長）
 - 岩手県北自動車と連携し、データの把握を行い、計画以外の部分で委員の皆様にお知らせしたい。（事務局）

- ・免許返納者向けのサービスについて、自治体としてサービスの拡充は考えているか。
→現在は岩手県北自動車と連携し高齢者エリア定期券を実施している。今後も必要な支援については検討する。(事務局)
- ・免許返納者向けサービスは市としての課題でもある。他の自治体の事例も承知しているが、本市としては安心して免許返納できる環境づくりが課題と認識している。(会長)
- ・利便増進実施計画を策定すれば国からの補助金も多く受けることができるとのことだが、他の自治体が作成しない理由は何か。(委員)
→利便増進実施計画は国土交通大臣の認定が必要となり、地域公共交通計画の策定よりもハードルが上がる。当市は岩手運輸支局にご指導いただきながら計画の作成を行っている。(事務局)
- ・計画案の69ページに令和8年度事業検証を行うとあるが、具体的な想定を教えて欲しい。(委員)
→令和5年度から開始した通勤定期券の補助や閉伊川流域ツアーについて、開始から3年経過するため、事業の検証を予定しているところ。(事務局)
- ・計画案の49ページに盛岡宮古間の年間通過人員を記載しているが、JR東日本では上米内宮古間のデータも公表している。盛岡上米内間のデータを使用した理由を教えて欲しい。(委員)
→観光等で盛岡から宮古まで通しでの利用が想定されるため、盛岡宮古間のデータを使用した。(事務局)
- ・路線バスの年間輸送人員に幼児は含まれるのか。目標の市民一人当たりの年間利用者数に幼児は含むのか。統一しなければ正確なデータとならないのではないか。(委員)
- ・岩手県北自動車で幼児の乗車数を数えることは可能なのか。(会長)
→幼児は運賃が発生しないため、把握は難しい。(委員)
- ・データの把握や記載方法については課題とし、事務局が対応することとする。(会長)